

関係資料

平成 17 年 2 月 23 日

金融庁

平成 17 年 1 月 28 日

企業会計審議会

企業会計審議会 総会の開催について

企業会計審議会（会長 加古 宜士 早稲田大学教授）は、本日総会を開催し、別紙のとおり、今後の運営方針を決定いたしました。

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-1-1
金融庁総務企画局内 企業会計審議会事務局

TEL 03-3506-6000

担当 多賀谷（3657）・村田（3672）

FAX 03-3506-6266

（インターネットホームページ <http://www.fsa.go.jp>）

平成 17 年 1 月 28 日

企業会計審議会の今後の運営について

企業会計審議会においては、以下の審議事項を取り上げることとし、このため所要の部会を編成するものとする。

(1) 企画調整部会（部会長 加古 宜士 早稲田大学教授）

EUにおける同等性評価や会社法現代化の動向等を踏まえ、審議事項の企画調整を行うとともに、必要な審議・検討を行う。

(2) 監査部会（部会長 山浦 久司 明治大学教授）

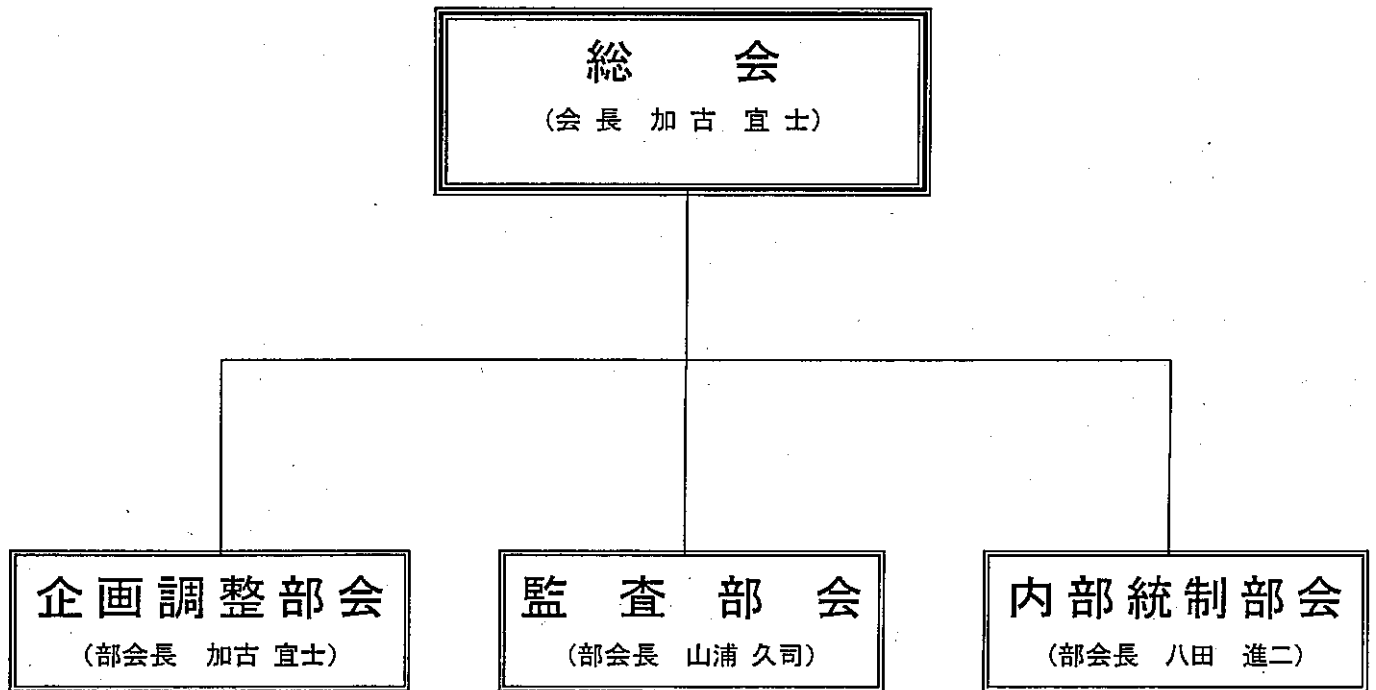
監査法人の内部統制や品質管理の向上及び監査基準をめぐる国際的な動向等を踏まえ、継続的に監査基準の改訂作業を進める。

また、金融審議会における四半期開示をめぐる議論の動向を踏まえ、必要に応じ、四半期レビュー基準の策定を行う。

(3) 内部統制部会（部会長 八田 進二 青山学院大学教授）

財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準について策定を行う。

企業会計審議会の組織図



企 業 会 計 審 議 会 名 簿

(平成 17 年 1 月 16 日現在)

	氏 名	現 職
会 長	加 古 宜 士	早稲田大学教授
委 員	荒 谷 裕 子	法政大学教授
	岩 原 紳 作	東京大学教授
	引 頭 麻 実	大和証券 SMBC(株)事業調査部部長
	黒 川 行 治	慶應義塾大学教授
	小 林 麻 理	早稲田大学教授
	柴 田 拓 美	野村証券(株)取締役専務執行役
	島 崎 憲 明	住友商事(株)取締役専務執行役員
	関 哲 夫	新日本製鐵(株)常任監査役
	銭 高 一 善	(株)銭高組代表取締役社長
	竹 内 佐 和 子	東京大学 MOT (技術経営) 教官
	友 永 道 子	公認会計士
	永 井 知 美	(株)東レ経営研究所アナリスト
	長 友 英 資	(株)東京証券取引所常務取締役
	八 田 進 二	青山学院大学教授
	平 松 一 夫	関西学院大学学長
	八 木 和 則	横河電機(株)取締役専務執行役員
	八 木 良 樹	(株)日立製作所取締役
山 浦 久 司	明治大学教授	

〔平成16年11月16日〕
金 融 庁

ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について

10月中旬以降、証券取引法上のディスクロージャーをめぐり、不適正な事例が相次いで判明している。これは、ディスクロージャー制度に対する国民の信頼を揺るがしかねない事態であると認識しており、ディスクロージャー制度に対する信頼性の確保に向け、以下の方策を強かに推進していくものとする。

(中略)

3. 開示制度の整備

開示制度をめぐり、金融審議会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループにおける検討の中で、以下の事項についての検討を要請する。

- (1) 財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計士等による監査のあり方

(略)

米企業改革法(Sarbanes-Oxley Act)セクション404 における内部統制報告書の概要

(2002年7月25日両院で可決、30日大統領署名・成立)

- 米企業改革法セクション404及び Regulation SKにより、SEC登録会社は、年次報告書に、財務報告のための適切な内部統制の構築・維持の責任を明らかにし、当該内部統制の有効性の評価結果を記載した内部統制報告書を含めなければならない。
- SEC登録会社は、経営者による内部統制の有効性の評価を合理的にサポートするための文書を含む、証拠を維持しなければならない。
- さらに、当該会社の監査人は、内部統制報告書における有効性評価について、監査を実施しなければならない。(SEC登録企業は、2004年11月15日以降の決算期から、SECに登録している日本企業は2005年7月1日以降の決算期から適用。)

有価証券報告書等の記載内容の 適正性に関する代表者の確認

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令

(有価証券報告書の添付書類)

第十七条 法第二十四条第六項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハからホまで又は第二号ホに掲げる書類(以下この条において「定款等」という。)については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの(以下この条において「前添付書類」という。)がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社

イ～ホ (略)

へ 当該有価証券報告書の提出者の代表者が当該有価証券報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券報告書に添付しようとする場合における当該書面

二 外国会社 (略)

2 (略)

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)

(代表者による適正性の確認)

5-29-2 開示府令第10条第1項第1号に規定する「書面」には、おおむね次の事項を記載し、当該有価証券届出書に記載された事項が適正であると確認した代表者がその役職を表示して自署し、かつ、自己の印を押印するものとする。

① 当該有価証券届出書の記載内容が適正であることを確認した旨

② 当該確認を行った記載内容の範囲が限定されている場合はその旨及びその理由

③ 当該確認を行うに当たり、財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかを確認した旨及びその内容

④ 当該確認について特記すべき事項

なお、開示府令第17条第1項第1号～又は第18条第2項若しくは第3項第3号に規定する「書面」は、これに準じて作成するものとする。

平成16年12月24日

金融審議会金融分科会第一部会報告 — ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けて —

(中略)

2. 財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計士等による監査のあり方

証券取引法において、有価証券報告書は投資者に企業情報を開示する基本的かつ最も重要な開示書類であり、有価証券報告書の開示内容について不適正な事例が相次いでいる最近の事態は、投資者の証券市場に対する信頼を揺るがしかねない重大な事態であると認識している。

最近の事例を見ると、ディスクロージャーの信頼性を確保するための内部統制が有効に機能していなかったのではないかといったことがうかがわれ、また、日本公認会計士協会による調査においても、会計監査について、現状では、内部統制の評価等に費やされる時間が海外に比べて少ないとのデータが報告されている。このような状況を踏まえると、ディスクロージャーの信頼性を確保するため、内部統制の強化を図る方策が真剣に検討されるべきである。

この点に関連して、米国の企業改革法においては、経営者に年次報告書の開示が適正である旨の宣誓を義務づけるとともに、財務報告に係る内部統制の有効性を評価した内部統制報告書の作成を経営者に義務づけ、さらに、これについて公認会計士による検証を受けることとされている。この米国の手法については、内部統制の有効性評価に当たっての事務コストが、とりわけ事務プロセスの文書化に関して多大である、あるいは、米国流のコーポレート・ガバナンスの基準に基づくものであり、日本には必ずしも馴染まないといった指摘がある一方、我が国においても、内部統制を構築し有効に機能させる責任が経営者にあることは明らかであり、実効性を失わせない形でできる限りタイムリーでコストがかからないようにする等の工夫はあるにせよ、その有効性は否定できないとの指摘がある。

我が国では、平成16年3月期決算から、会社代表者による有価証券報告書の記載内容の適正性に関する確認書が任意の制度として導入されており、その中では財務報告に係る内部統制システムが有効に機能していたかの確認が求められている。また、主要金融機関は、バーゼル銀行監督委員会のフレームワーク等に従って、平成15年3月期決算から前倒しでこの確認書を提出しており、これに

関して、日本公認会計士協会は監査に係る実務指針を公表している。さらに、平成16年3月期決算においては、主要金融機関以外でも、数十の会社から確認書が提出されている。

内部統制の強化を図っていくためには、この制度の一層の活用を促していくことが重要であり、このためにも、この確認を行うための基準及びこの確認の内容について会計監査人の検証を得ようとする場合の検証の基準についての明確化を図っていくことが重要である。

このような状況を踏まえ、以下の対応を強く求めたい。

- (1) 諸外国の実例や我が国の会社法制との整合性等にも留意しつつ、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準の明確化を早急に図るべきである。
- (2) これを通じて、会社代表者による確認書制度の活用を促していくとともに、当該基準に示された実務の有効性や諸外国の状況等を踏まえ、その義務化の範囲や方法等が適切に判断されるべきである。

(略)

〔平成 16 年 12 月 24 日〕
金 融 庁

ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応（第二弾）について

10 月中旬以降、証券取引法上のディスクロージャーをめぐり、不適正な事例が相次いで判明したことを受け、金融庁では、本年 11 月 16 日、「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応」をとりまとめ公表した。その後、約 1 ヶ月が経過した、この機会をとらえ、これまでの作業の進捗状況や全開示企業による自主的点検の回答状況等を踏まえ、今般、「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応（第二弾）」をとりまとめ、公表することとした。金融庁においては、以下の方策を、引き続き強力に推進していくものとする。

（中略）

3. 開示制度の整備

本日とりまとめられた金融審議会第一部会報告を踏まえ、以下の対応を行う。

(1) 財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計士等による監査

現在任意の制度として導入されている経営者による確認書制度の活用を促すとともに、経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準の明確化を企業会計審議会に要請し、当該基準に示された実務の有効性等を踏まえ、評価及び検証の義務化につき検討する。

（中略）

4. 公認会計士等に対する監督

(1) 会計監査をめぐり最近の非違事例等を踏まえ、審査体制、業務管理体制など監査法人の内部統制に重点を置いた公認会計士・監査審査会によるモニタリング及び立入検査を実施する。

また、公認会計士・監査審査会は、引き続き、①個人会計士が行う監査が品質管理という観点から問題を生じていないか、②長期間監査を継続している監査人について、独立性、品質管

理の観点から問題を生じていないか等に留意したモニタリング等を実施する。

- (2) 会計監査をめぐる最近の非違事例やモニタリングの結果等を踏まえ、監査法人における内部統制の強化や品質管理の向上等に向けて、監査基準や実務指針の見直しなど所要の検討を企業会計審議会及び日本公認会計士協会に要請する。

(略)

会社法制の現代化に関する要綱案（抄）

（中 略）

第3 機関関係

1 株式会社の機関設計

株式会社の機関設計の規律の柔軟化を図ることとし、次に掲げる原則の下で、各機関（取締役会、監査役・監査役会、会計参与、会計監査人又は三委員会等（指名委員会、監査委員会、報酬委員会、執行役））を任意に設置することができるものとする。

(1) すべての株式会社には、株主総会のほか、取締役を設置しなければならない。

(注) 取締役の権限等に関する規律については、取締役会を設置する場合を除き、次のとおりとするものとする。

① 各取締役が株式会社の業務執行・代表権を有する。

② 複数の取締役を設置する場合には、原則として、業務執行の意思決定は、取締役の過半数をもって決する。

(注) この場合において、全取締役をもって組織する会議体で業務執行の決定をする旨等の定款の定めを設けることができることを明確にするため、現行の有限会社法 26 条に相当する規定を設ける等、所要の措置を講ずるものとする。

③ ②の場合において、定款又は株主総会の決議をもって一部の取締役を代表すべき取締役とすること、定款をもって取締役の互選により代表すべき取締役を定めるものとすることを妨げない。

(2) 取締役会を設置する場合には、監査役（監査役会を含む。）又は三委員会等のいずれかを設置しなければならない。ただし、大会社以外の株式譲渡制限会社（すべての種類の株式が譲渡制限株式である株式会社）において、会計参与を設置する場合には、この限りでない。

(3) 株式譲渡制限会社以外の株式会社には、取締役会を設置しなければならない。

(4) 監査役（監査役会を含む。）と三委員会等とをともに設置することはできない。

(5) 取締役会を設置しない場合には、監査役会及び三委員会等を設置することができない。

(6) 会計監査人を設置するには、監査役（監査役会を含む。）又は三委員会等（大会社であって株式譲渡制限会社でない株式会社にあつては、監査役会又は三委員会

等)のいずれかを設置しなければならない。

(7) 会計監査人を設置しない場合には、三委員会等を設置することができない。

(8) 大会社には、会計監査人を設置しなければならない。

(中 略)

3 取締役・取締役会

(1) 取締役の資格

① 資格制限

株式譲渡制限会社以外の株式会社は、定款をもつても取締役の資格を株主に限ることはできないものとする。

② 欠格事由

イ 「破産の宣告を受け復権していない者」を、欠格事由から外すものとする。

ロ 商法 254 条ノ 2 第 3 号の罪に、証券取引法や各種倒産法制に定める罪を加えるものとする。

(2) 取締役の員数

取締役会を設置しない株式会社の取締役の員数は、1人で足りるものとする。

(3) 取締役の任期

① 株式会社(委員会等設置会社を除く。)の取締役の任期は原則として選任後2年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時までとし、監査役の任期は選任後4年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時までとするものとする。ただし、株式譲渡制限会社については、定款で、これらの任期を最長選任後10年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時まで伸長することができるものとする。

(注1) 商法 256 条 3 項に相当する規定は、削除するものとする。

(注2) 休眠会社の整理に係る商法 406 条ノ 3 第 1 項の「5年」という期間については、「12年」に延長するものとする。

② 商法 256 条 2 項に相当する規定は、削除するものとする。

(注) 会計参与及び監査役の任期についても、同様とする。

③ 委員会等設置会社の取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時までとするものとする。

④ 次に掲げる定款変更をした場合には、取締役の任期は、当該定款変更の効力が生じた時に満了したものとみなすものとする。

イ 委員会等設置会社となる旨の定款変更

ロ 委員会等設置会社となる旨の定款を廃止する旨の定款変更

(4) 取締役等の選解任

① 取締役等の選任決議の定足数

株式会社の取締役・監査役の選任・解任決議（特別決議によるべきものを除く。）の定足数については、定款をもって、議決権を行使することができる株主の有する議決権の総数の三分の一未満とすることができないものとする。

② 解任決議の決議要件

株式会社の取締役（累積投票によって選任されたものを除く。）の解任決議の要件は、普通決議とするものとする。

(5) 内部統制システムの構築に関する決定・開示

① 内部統制システムの構築の基本方針については、取締役会が設置された株式会社においては取締役会の専決事項とし（商法 260 条 2 項、商法特例法 21 条の 7 第 3 項各号）、当該決議の概要を営業報告書の記載事項とするものとする。

② 大会社については、内部統制システムの構築の基本方針の決定を義務付けるものとする。

（注） 委員会等設置会社に係る商法特例法 21 条の 7 第 1 項 2 号に規定する法務省令で定める事項について、所要の整備を行うものとする。

(6) 取締役会の書面決議

取締役会の決議の目的である事項につき、各取締役が同意をし、かつ、業務監査権限を有する監査役が設置されている場合には各監査役が特に意見を述べることがないときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる旨を定款で定めることができるものとする。

（注 1） 代表取締役（代表執行役）等による取締役会への定期的な業務執行状況の報告に関する取締役会については、現に開催することを要するものとする等の措置を講ずるものとする。

（注 2） 監査役会及び委員会等設置会社の各委員会については、書面決議を認めないものとする。

（注 3） 会計監査人の解任決議（商法特例法 18 条の 3 第 1 項）等、現行法において監査役会の全員一致の決議が要求されている事項については、監査役の全員の同意（書面による同意を含む。）をもって行うことができるものとする。

(7) 取締役等に係る登記

① 共同代表取締役等

共同代表取締役、共同代表執行役及び共同支配人の制度は、廃止するものとする。

② 社外取締役等

イ 責任限度額をあらかじめ定める契約を締結した社外取締役及び社外監査役、

監査役会設置会社の社外監査役並びに委員会等設置会社及び7(1)①の取締役の選定をした株式会社の社外取締役については、その旨を登記事項とし、その余の株式会社の社外取締役については、その旨を登記事項から削除するものとする。

ロ 社外取締役等に関する事項については、株主総会参考書類及び営業報告書の記載事項とする等の所要の措置を講ずるものとする。

(8) 取締役の責任

① 総論

イ 取締役の会社に対する各種の責任について、委員会等設置会社の場合とそれ以外の株式会社の場合との間における規定の調整を図るものとする。

ロ 取締役の責任全般につき、商法 266 条 2 項に相当する規定は、設けないものとする。

② 任務懈怠責任

取締役会を設置しない株式会社の取締役の任務懈怠責任については、次のとおりとする。

イ 取締役会を設置しない株式会社の取締役の任務懈怠責任についても、一部免除制度を設けるものとする。

ロ 一部免除の限度額は、原則として、報酬等の6年分を限度とする。

ハ 取締役を複数設置した場合において、株式会社を代表すべき取締役を設けたときは、当該取締役以外の取締役の一部免除の限度額は、報酬等の4年分を限度とする。

ニ 定款である取締役につき株式会社の業務を執行しない旨を定めた場合であって、当該取締役が社外取締役の要件に該当するときは、当該取締役の責任の一部免除の限度額は、報酬等の2年分を限度とする。

ホ 取締役を複数設置し、かつ、業務監査権限を有する監査役を設置している場合には、定款の定めに基づき、当該取締役以外の取締役の過半数の同意をもって、取締役の責任の一部免除（商法 266 条 12 項等参照）をすることができるものとする。

ヘ 事前の契約に基づき責任限度額をあらかじめ定める方法（商法 266 条 19 項等参照）も認めるものとする。

③ 利益相反取引に係る責任

イ 過失責任化

株式会社（委員会等設置会社を除く。）の取締役についても、過失責任とするものとする。ただし、自己のために株式会社と直接に利益相反取引をした

取締役については、無過失責任とするものとする。

(注) 取締役に対する金銭の貸付に係る弁済責任(商法 266 条 1 項 3 号)については、委員会等設置会社以外の株式会社においても、委員会等設置会社の場合と同様、他の利益相反取引と区別することなく取り扱うものとする。

ロ 一般の任務懈怠責任との関係

一般の任務懈怠責任に関する規定に加え、取締役会の同意の有無にかかわらず、株式会社と直接に利益相反取引をした取締役、間接取引により利益を受けた取締役、株式会社を代表した取締役並びに取締役会の決議に賛成した取締役について、商法特例法 21 条の 21 と同様の立証責任を転換した特別の規定を設けるものとする。

ハ 免責決議の要件

免責決議要件に関する緩和規定(商法 266 条 6 項、商法特例法 21 条の 21 第 2 項)は、廃止するものとする。

ニ 責任の一部免除

責任の一部免除を認めるものとする。ただし、自己のために株式会社と直接に利益相反取引をした取締役については、一部免除を認めないものとする。

ホ 取締役会を設置しない株式会社における利益相反取引

株主総会の承認を要するものとした上、その承認決議は普通決議で足りるものとし、対会社責任については、取締役会を設置した株式会社と同様の取扱いとするものとする。

ヘ 競業取引

取締役会を設置しない株式会社における取締役の競業取引についても、ホと同様の取扱いとするものとする。

④ 株主の権利行使に関する利益供与に係る責任

イ 過失責任化

過失責任とするものとする。ただし、取締役は、自己の無過失を立証しなければ、その責任を免れることができないものとする。

ロ 供与額の弁済責任を負うべき者の範囲

利益供与をした取締役に加え、取締役会の決議に賛成した取締役についても、供与された額について弁済責任を負うべきものとする。

(9) 株主代表訴訟

① 株主代表訴訟を提起することができない場合

株主は、次に掲げる場合には、株主代表訴訟に係る訴えを提起することができないものとする。

イ 当該訴えの提起につき、当該株主が自己若しくは他人の不正な利益を図り、又は会社に損害を加える目的を有する場合

ロ 当該訴訟の追行により、会社の正当な利益が著しく害されること、会社に過大な費用の負担が生ずることその他これに準ずる事情が生ずることが、相当の確実さをもって予測される場合

② 不提訴理由の通知

株式会社が株主から取締役の責任について提訴請求を受けた場合において、提訴期間中（商法 267 条 3 項）に訴えを提起しなかったときは、当該株式会社は、当該株主又は取締役の請求により、遅滞なく、当該株主又は取締役に対し、訴えを提起しなかった理由を、書面（不提訴理由書）をもって通知しなければならないものとする。

（注） 提訴請求の対象が取締役以外の者の場合についても、同様とする。

③ 株式交換・株式移転による原告適格の喪失の見直し等

イ 完全子会社となる会社につき係属中の株主代表訴訟の原告が、株式交換・株式移転により完全子会社となる会社の株主たる地位を喪失する場合であっても、当該株式交換・株式移転により完全親会社となる会社の株主となるときは、当該原告は、当該株主代表訴訟の原告適格を喪失しないものとする。

ロ 合併の消滅会社につき係属中の株主代表訴訟の原告が、合併により消滅会社の株主たる地位を喪失する場合であっても、当該合併により存続会社等の株主となるときは、当該原告は、当該株主代表訴訟の原告適格を喪失しないものとする。

4 監査役

(1) 監査役の権限

① 監査役は、原則として、業務監査権限及び会計監査権限を有するものとする。

② 株式譲渡制限会社（監査役会を設置する株式会社又は会計監査人を設置する株式会社を除く。）においては、定款で当該株式会社における監査役の権限を会計監査権限に限定することができるものとする。

③ 業務監査権限を有する監査役が設置されていない株式会社（委員会等設置会社を除く。）における株主の権限等について、次のような取扱いをするものとする。

イ 株主は、裁判所の許可を得ることなく、取締役会の議事録を閲覧することができる。

ロ 株主は、取締役が株式会社の目的の範囲内でない行為その他法令若しくは

定款に違反する行為を行い又は行うおそれがある場合には、取締役会の招集を請求すること、及び一定の場合（商法 259 条 4 項参照）には、自ら取締役会を招集することができる（商法 260 条ノ 3 参照）。

ハ 株主は、自己の請求又は招集により開催された取締役会については、これに出席し、意見を述べることができる。

ニ 定款に基づく取締役の過半数の同意（取締役会を設置する場合には、取締役会の決議）による取締役等の責任の一部免除制度は、適用しない。

ホ 取締役は、株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、株主にこれを報告しなければならない（商法 274 条ノ 2 参照）。

ヘ 株主の取締役の違法行為差止請求権（商法 272 条）の行使要件につき、監査役が同請求権を行使する場合の行使要件（商法 275 条ノ 2 第 1 項）と同様の要件に緩和する。

(2) 補欠監査役等

補欠監査役・補欠取締役を予選することができること及びその手続等（定款の定めがなくても補欠監査役等の予選をすることができること、予選の効力は選任後最初に到来する定時株主総会の時までとすること等）を明確化するものとする。

(3) 二人以上の監査役を設置する場合

監査役会を設置しない株式会社において二人以上の監査役を設置する場合には、現行法上監査役会の同意又は決議を要するものとされている事項については、監査役の過半数の同意を要するものとする。

(中 略)

6 会計監査人

(1) 会計監査人の任意設置の範囲

大会社以外の株式会社は、定款で、会計監査人の設置を定めることができるものとし、みなし大会社の制度は、廃止するものとする。

(2) 会計監査人の欠格事由

公認会計士法の規定により当該株式会社に係る監査をすることができない者を会計監査人の欠格事由として規定し、商法特例法 4 条 2 項 1 号、3 号及び 4 号前段は削除するものとする。

(3) 会計監査人の報酬

監査役会（監査役の過半数）又は監査委員会に、会計監査人の報酬の決定に関する同意権限を付与するものとする。

(4) 会計監査人の株式会社に対する責任

① 会計監査人の株式会社に対する責任の一部免除

会計監査人の株式会社に対する責任について、社外取締役と同様の一部免除制度（商法 266 条 5 項， 7 項， 12 項， 18 項， 19 項参照）を導入するものとする。

（注） 社外監査役についても、同様の取扱いをするものとする。

② 株主代表訴訟

会計監査人の会社に対する責任について、株主代表訴訟の対象とするものとする。

(5) 会計監査人が不適法意見を述べる場合等の措置

会計監査人が不適法意見を述べる場合又は監査のための必要な調査をすることができなかつた旨を述べる場合には、決算公告において、その旨を明示しなければならないものとする。

(6) 会計監査人の登記

会計監査人を設置した旨及び当該会計監査人の氏名又は名称を登記事項とするものとする。

(略)

(平成十四年一月二十五日)
企業会計審議会

(中略)

5 内部統制の概念について

リスク・アプローチを採用する場合、アプローチを構成する各リスクの評価が肝要となるが、なかでも統制リスクの評価は監査の成否の鍵となる。監査人としては、企業に内部統制が整備されていない場合には、意見形成の合理的な基礎を得ることが著しく困難なものとなる。したがって、企業としても、効果的かつ効率的な監査を受けるためには内部統制の充実を図ることが欠かせないことになる。十分かつ適切に内部統制が運用されている企業については、利用し得る範囲において内部監査との連携等も考慮して、一層の効果的かつ効率的な監査が行われることが期待される。監査人としても、内部統制の重要な欠陥を発見した場合には、経営者等にその改善を促すことが望ましい。

ここで、内部統制とは、企業の財務報告の信頼性を確保し、事業経営の有効性と効率性を高め、かつ事業経営に関わる法規の遵守を促すことを目的として企業内部に設けられ、運用される仕組みと理解される。

内部統制は、(1)経営者の経営理念や基本的経営方針、取締役会や監査役の有する機能、社風や慣行などからなる統制環境、(2)企業目的に影響を与えるすべての経営リスクを認識し、その性質を分類し、発生の頻度や影響を評価するリスク評価の機能、(3)権限や職責の付与及び職務の分掌を含む諸種の統制活動、(4)必要な情報が関係する組織や責任者に、適宜、適切に伝えられることを確保する情報・伝達の機能、(5)これらの機能の状況が常時監視され、評価され、是正されることを可能とする監視活動という五つの要素から構成され、これらの諸要素が経営管理の仕組みに組み込まれて一体となって機能することによって上記の目的が達成される。

このような内部統制の概念と構成要素は国際的にも共通に理解されているものであるが、それぞれの企業において、具体的にどのよ

うな内部統制の仕組みを構築し、どのように運用するかということについては、各国の法制や社会慣行あるいは個々の企業の置かれた環境や事業の特性等を踏まえ、経営者自らが、ここに示した内部統制の機能と役割を効果的に達成し得るよう工夫していくべきものである。

なお、監査人による統制リスクの評価対象は、基本的に、企業の財務報告の信頼性を確保する目的に係る内部統制であるが、そのための具体的な仕組み及び運用の状況は企業によって異なるため、監査人が内部統制を評価するに当たっては上記五つの要素に留意しなければならぬ。

(略)